

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規程

平成19年3月30日

議会訓令第3号

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会が管理する行政文書に係る神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第15号)の施行については、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合規則第15号)の例による。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日議会訓令第2号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。